

塵芥処理業務仕様書

1 総則

契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 業務内容

受注者は、発注者が収集品目別に分別した塵芥を指定する日に履行場所（指定施設）から収集し、収集品目ごとに旭川市の指定する処理施設に搬入するものとする。

収集運搬及び搬入に要する費用は一切受注者の負担とする。

3 収集品目

収集品目は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「資源ごみ」の3種類とする。

(1) 可燃ごみ

旭川市事業系ごみの分別区分「燃やせるごみ」に該当するもの。

(2) 不燃ごみ

旭川市事業系ごみの分別区分「燃やせないごみ」に該当するもの。

(3) 資源ごみ

ア 空き缶（飲料用のスチール缶・アルミ缶）

イ ペットボトル（飲料用のペットボトル）

ウ プラスチック製容器包装

4 収集日

履行場所（指定施設）	月	火	水	木	金	土	日
旭川方面本部総合庁舎	○	○	○	○	○		
旭川方面本部運転免許試験場		○			○		
旭川方面本部住吉庁舎		○			○		
旭川方面本部高速道路交通警察隊		○			○		
旭川方面旭川中央警察署	○	○	○	○	○		

注1 ○印が収集日であり、収集日が北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）に規定する北海道の休日に当たるときは、その翌日（日曜日及び土曜日を除く。）を収集日とする。

2 上記の収集日に変更を加える事情が生じた場合は、その都度、発注者と受注者とが協議する。

5 収集時間

履行場所（指定施設）	収集時間
旭川方面本部総合庁舎	概ね午前9時から午後0時までの間
旭川方面本部運転免許試験場	概ね午前10時から午前11時までの間
旭川方面本部住吉庁舎	概ね午前10時から午前11時までの間
旭川方面本部高速道路交通警察隊	概ね午前10時から午前11時までの間
旭川方面旭川中央警察署	概ね午前9時から午後0時までの間

6 実績報告

受注者は塵芥収集の都度、発注者に対して書面で収集量を収集品目ごとに報告し、確認を受けるものとする。

7 その他

その他業務処理に関して必要があるときは、発注者と受注者とが協議するものとする。